

安全未来特定認定再生医療等委員会

# 議事録要旨

第 231 回 1 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

# 安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

## 第 231 回 第 1 部

2024 年 3 月 19 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったので、その議事録要旨を作成する。

### 【議題】

医療法人再生会 セルメディカルチームジャパン

定期報告 ①「脂肪組織由来再生(幹)細胞(ADRC)を用いた乳腺腫瘍術後の乳房再建手術」

②「脂肪組織由来再生(幹)細胞(ADRC)を用いた皮下軟部組織の再建治療」

③「脂肪組織由来再生(幹)細胞(ADRC)を用いた毛髪再生治療」

(申請者：管理者 増本 和之)

### 【日時場所】

日 時：2024 年 3 月 7 日（木曜日）第 1 部 18：25～19：00

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル

## 第1 審議対象及び審議出席者

### 1 出席者

出席者：委員については後記参照

陪席者：(事務局) 坂口 雄治、白井 由美子

### 2 技術専門員 辻 晋作 先生

### 3 配付資料

資料受領日時 2024 年 2 月 7 日

(本審査資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書（様式第三）
- ・定期報告フォーム
- ・年間 教育・研修記録文書

(事前配布資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書（様式第三）
- ・定期報告フォーム
- ・年間 教育・研修記録文書

(会議資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書（様式第三）
- ・定期報告フォーム（③）
- ・年間 教育・研修記録文書

## 第2 審議進行の確認

### 1 認定再生医療等委員会（3種）の出席者による成立要件充足

以下の1～4が各1名以上出席し、計5名以上であることが成立要件 ただし1に掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、2を兼ねることができる。	氏名	性別（各1名以上）	申請者と利害関係無が過半数	設置者と利害関係無が2名以上
1 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者(a2)	高橋 春男 小笠原 徹 山下 晶子	男 男 女	無 無 無	無 無 無
2 医師又は歯科医師(a1)	辻 晋作	男	無	無
3 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者その他の人文・社会科学の有識者	井上 陽	男	無	有
4 一般の立場の者	中村 弥生	女	無	無

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

## 第3 審議

### 1 質疑

#### ①「脂肪組織由来再生(幹)細胞(ADRC)を用いた乳腺腫瘍術後の乳房再建手術」

- 井上 0例0件です。教育・研修は行われているようです
- 山下 ただ、教育・研修の内容が提供計画とあまり関係がありません
- 井上 全般的に勉強していますが、提供計画について知見を深めるという意味では不十分だということですね
- 山下 いろいろなことを勉強されるのはいいと思いますが、その点が不十分だと思いますので、専門分野や再生医療に関係する学会にも参加された方がいいと思います

#### ②「脂肪組織由来再生(幹)細胞(ADRC)を用いた皮下軟部組織の再建治療」

- 井上 0例0件です。教育・研修は行われているようです
- 山下 ただ、教育・研修の内容が提供計画とあまり関係がありません

井上	全般的に勉強していますが、提供計画について知見を深めるという意味では不十分だということですね
山下	いろいろなことを勉強されるのはいいと思いますが、その点が不十分だと思いますので、専門分野や再生医療に関係する学会にも参加された方がいいと思います

③「脂肪組織由来再生(幹)細胞(ADRC)を用いた毛髪再生治療」

井上	1例1件です。様式第三の「再生医療等に係る疾病等の発生状況及びその後の経過」に、症例が書かれていますが、疾病とは言えませんので、この部分を削除して提出してください
山下	悪いことが起きていないので、適だとは思いますが、表現が適当ではありません
山下	教育・研修の内容が提供計画とあまり関係がありません
井上	全般的に勉強していますが、提供計画について知見を深めるという意味では不十分だということですね
山下	いろいろなことを勉強されるのはいいと思いますが、その点が不十分だと思いますので、専門分野や再生医療に関係する学会にも参加された方がいいと思います

## 2 判断

審査の結果、報告内容が再生医療等の安全性の確保等に関する法律に適合しており、当該再生医療提供計画の継続に問題はないと全員一致で認められた。ただし、③については、様式第三から症例を削除することを要請するものとする。また、①、②、③すべてにおいて、教育・研修は、専門分野または再生医療に関係する学会等にも参加することが望ましい。

## 第4 審議結果

定期報告は適切である。

以上

## 第5 補正資料の確認

3月19日 : 医療機関よりメールにて補正資料提出 (毛髪再生治療 様式第三)  
 同日 : 事務局にて正しく補正されたことを確認